

令和7年度湖西市災害時情報共有システム構築運用業務委託 質問回答書

湖西市市民安全部 危機管理課

令和7年6月17日

No.	質問内容	回答
1	「要件確認書」について一部「不可」回答がある場合「失格」となるか？ 評価基準では「または市が適切と判断しているか」とあるが「不適」と判断する基準は何か？	「不可」でご提出いただいても、その時点で「失格」となることはありません。 業者回答欄に「不可」がある場合は、業者回答補足欄の内容を確認し、業者と市で協議を進めさせていただきます。なお、市からの提案・依頼等に対応できる場合は「適切」と判断し、対応できない場合は「不適切」となる場合もございます。
2	提案書 副本9部について 「社名等、提出者を特定できる内容の記述は行わないこと。」とありますが、 サービス名や導入自治体名などは「特定できる内容」になりますでしょうか？ まあ見積書に社印、代表印を押印しますが、副本についてはそれらも「無し」との認識でよろしいでしょうか？それとも副本には不要でしょうか？	サービス名、導入自治体名は記入していただいて構いません。 見積書についてですが、正本1部のみ押印いただき、副本9部については、社名の記載や押印は「なし」としていただきますようお願いいたします。